解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年六月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月十六日

長野市大字南長野字幅下六九二番地の二

社団法人長野県文化財保護協会

代表清算人　川上　元

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月七日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年七月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月十六日

大阪府岸和田市葛城町九五番地の五二

宗教法人磐舟山帝釋寺

清算人　田中　敏晴

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年六月二十八日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月十六日

愛媛県松山市久米窪田町三三七番地一

社団法人愛媛県機械金属工業会

代表清算人　富田　耕治

配当公告

静岡県藤枝市横内二二八七番地、商業登記簿上の本店所在地高知県幡多郡黒潮町佐賀八〇六番地五　破産者　土佐鰹水産株式会社

右の者に対する静岡地方裁判所平成二十四年（フ）第二五七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三、〇六四、八五六、〇三九円

一、配当することのできる金額

金四九〇、三九五、〇八六円

平成二十五年八月十六日

静岡県静岡市駿河区寿町五番一七号

破産管財人　鈴木　紀子

配当公告

名古屋市中区丸の内二丁目一九番三二号　破産者　平野芳株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十二年（フ）第二八一〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金三、四〇七、三二四、五一六円

（内優先的破産債権額

金五四、四〇三、八三七円）

一、配当をすることのできる金額

金八七二、一七九、四八三円

（内優先的破産債権額

金五四、四〇三、八三七円）

平成二十五年八月十六日

名古屋市中区丸の内三丁目二番二九号ヤガミビル五〇一号・六〇一号弁護士法人愛知総合法律事務所　破産管財人　村上　文男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道亀田郡七飯町本町三丁目三九五番地、最後の住所北海道亀田郡七飯町本町三丁目八番四五号　被相続人　亡　佐藤　弘基

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月十六日

函館市本町三番一二号カーニープレイス函館六階

相続財産管理人　弁護士　和根﨑直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県桐生市梅田町四丁目二四二番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　糸井　英祐

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月十六日

群馬県桐生市川内町二丁目七五番地の二

相続財産管理人　司法書士　池末　晋介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍朝鮮、最後の住所埼玉県川口市大字西新井宿五〇五番地

被相続人　亡　山津英作こと　崔　英浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月十六日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目一〇番一六号シーノ大宮ノースウィング一四階B　アーク法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松島　俊行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市中央区玉造二丁目二七番地、最後の住所三重県津市島崎町七二番地サンマンション津アトレ島崎一一〇五号

被相続人　亡　村田　嘉延

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月十六日

事務所三重県津市栄町二丁目四六六番地

楠井法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西澤　博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市上京区下立売通千本東入下る中務町四八六番地の六四、最後の住所京都府城陽市中芦原一四番地　被相続人　亡　木村　隆一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月十六日

京都市中京区烏丸通御池上ル　ヤサカ烏丸御池ビル五階

相続財産管理人　弁護士　稲岡　良太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県川西市久代五丁目三二一番地一、最後の住所兵庫県川西市久代一丁目一二番一五号　被相続人　亡　井出山良輝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月十六日

兵庫県加古川市加古川町北在家二七一五番地

相続財産管理人　司法書士　鹿間　行雄

相続債権者受遺者への催告

本籍徳島県吉野川市山川町川田六七二番地、最後の住所山口県周南市大字湯野四二九七番地の一なごやかケア別館

被相続人　亡　大和田正機

右被相続人の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月十六日

山口県周南市毛利町一丁目五番地の二松秀ビル四階

相続財産管理人　弁護士　石原詠美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福岡市早良区次郎丸一丁目一二六番地一一、最後の住所福岡県福岡市西区福重二丁目三四番五号　被相続人　亡　和田和歌子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月十六日

福岡県福岡市中央区赤坂一丁目一一番一三号大稲ビル六階　岩本・吉田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　岩本　洋一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県諫早市宗方町一六八二番地、最後の住所長崎県諫早市川床町六〇〇番地横尾病院　被相続人　亡　増丸　孝司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月十六日

長崎県諫早市下大渡野町一三三四番地四

相続財産管理人　久保　泰正